

令和7年度京都市家庭ごみ収集用指定袋取扱店募集案内（個別配送用）

京都市では、京都市家庭ごみ収集用指定袋（以下「指定袋」といいます。）販売していただける指定袋取扱店（以下「取扱店」といいます。）を随時、募集しています。

※この募集案内は、京都市から指定袋を各店舗へ配送する形態のものです。複数店舗を有し、京都市から指定袋をあらかじめ登録した倉庫等に一括配送し、各店舗等へは受託者において配送される場合は、「一括配送用」の募集案内を御覧ください。

1 募集対象

（1）小売店

※個々の消費者に売ることを業とするもの

例：百貨店、スーパー、コンビニエンスストア、ホームセンター、ドラッグストア、その他の小売店

（2）その他

① 近隣に小売店がない地域において地域住民に販売する地域団体等

② 地域活動に役立てるため、団体等の構成員に販売する地域団体等

例：自治会、地域女性会、体育振興会、保健協議会、マンション管理組合、NPO法人等

指定袋の販売に関しましては、地方税の課税対象となり、また、国税の課税対象となる場合がありますので、最寄の税務署に御確認ください。

2 申込資格

下記①から⑩までの全ての条件を満たすこと。

① 京都市内に、市民に直接物品を販売する店舗を有すること。ただし、京都市に隣接する市又は町に存する店舗のうち、日常的に京都市民が利用していると認められる店舗については、指定袋の取扱いを認めることがあります。

店舗については、長時間（概ね8時間程度）営業をしており、常時販売できるなど、市民が利用しやすいこと。ただし、自治会等の地域団体等は必ずしも店舗形態は要しません。

② 9種類全ての指定袋を取り扱うこと。

③ 自治会等の地域団体等は、その団体についての規約が整備されており、規約内容を書面で提出することができること。

④ 本市が実施する「有料指定袋制」の趣旨を理解し、協力するものであること。

⑤ 会計事務等、本市の事務手続を遂行することができること。

⑥ 公金及び指定袋の適正な管理をすることができること。

⑦ 暴力団の関係者でないこと。

⑧ 職員による立入調査や在庫管理会社による在庫調査に常時対応できること。

⑨ 住民税を完納していること。

⑩ 地方自治法第二百四十三条の二に基づき、同法施行令第一百七十三条に定める要件（次ページ参照）を満たす指定公金事務取扱者等として、京都市から指定を受

けていること。(申出書を家庭ごみ収集用指定袋取扱店申込書と併せて御提出ください。(詳細は、「4 提出書類(5種類)」を参照))

(指定公金事務取扱者等の要件)

第一百七十三条 地方自治法第二百四十三条の二第一項、第五項及び第六項(同条第七項の規定により適用する場合を含む。)に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- 一 地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する公金事務(次号において「公金事務」という。)を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。
- 二 その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

3 販売する指定袋の種類及び徴収する手数料の額

種類		容量	販売価格 (消費税込) A	販売委託料 B	京都市への 払込額 A-B	販売単位	発注単位
燃やすごみ用		45 リットル	450 円/組	25.70 円/組	424.30 円/組	1 組 (10 枚/組)	1 箱 (50 組/箱)
		30 リットル	300 円/組	20.40 円/組	279.60 円/組		
		20 リットル	200 円/組	16.90 円/組	183.10 円/組		
		10 リットル	100 円/組	16.90 円/組	83.10 円/組		
		5 リットル	50 円/組	16.90 円/組	33.10 円/組		
資源 ごみ 用	缶・びん・ペットボトル プラスチック類	45 リットル	110 円/組	8.45 円/組	101.55 円/組	1 組 (5 枚/組)	1 箱 (50 組/箱)
		30 リットル	75 円/組	8.45 円/組	66.55 円/組		
		20 リットル	50 円/組	8.45 円/組	41.55 円/組		
		10 リットル	25 円/組	8.45 円/組	16.55 円/組		

4 提出書類(5種類)

- (1) 家庭ごみ収集用指定袋取扱店申込書(別紙) 1部
 - (2) 申出書(別紙) 1部
 - (3) 市町村(原則、京都市)が発行する市民税等に関する納税証明書 1部
 - ①法人の場合 法人市民税の納税証明書
 - ア 確定申告期限が到来した直近事業年度分の法人市民税の納税証明書
 - イ 最近設立した法人で、最初の確定申告期限を迎えていない法人については、個別に資源循環推進課までお問い合わせください。
 - ②個人の場合 個人市民税・府民税・森林環境税の納税証明書
 - ア 直近年度分の個人市民税・府民税・森林環境税の納税証明書
 - イ 直近年度分の個人市民税・府民税・森林環境税が課税されていない場合は、「課税無し」の旨が記載されている課税証明書
- ※直近年度分が納期未到来による未納額がある場合は、その前年度分を提出してください。

- (4) 誓約書（京都市暴力団排除条例第 13 条関係、別紙） 1 部
- (5) 地図（様式は問わない。） 1 部
 - ①小売店の場合は、店舗所在地の地図
 - ②地域団体等の場合は、指定袋を保管する予定となる場所の地図
- (6) その他
 - ①小売店の場合は、店舗外観の写真 1 枚
 - ②地域団体等の場合は、規約の写し 1 部
 - ③NPO 法人の場合は、法人登記の写し（現在事項全部証明書） 1 部

5 申込方法

提出書類をそろえ、180 円切手を貼付した返信用角 2 封筒（申込者の郵便番号、住所、氏名を記入）を添えて、「京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課」に郵送又は持参してお申込みください。

6 その他

(1) 審査結果の通知

提出されました申込書類を基に、本市で審査のうえ、その結果を通知いたします。取扱店契約を締結させていただく場合は、本市と「定期収集一般廃棄物処理手数料徴収事務委託契約」を締結する手続きを御案内いたします。

審査の結果、契約を締結することができないと判断された場合は、その旨を書面にて通知します。

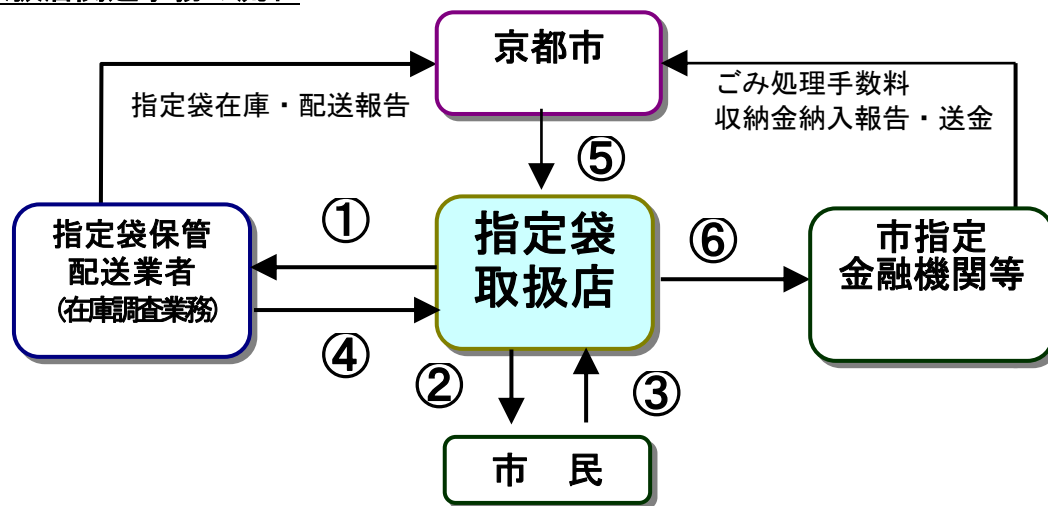
(2) 契約期間

契約期間は令和 8 年 3 月 3 1 日までです。

(3) 業務開始時期

京都市公金収納受託者として、指定袋取扱店の名称、所在地等を告示しなければならないため、指定袋取扱店としての業務開始には、申し込みいただいた時期から約 1 箇月後となります。

7 取扱店関連事務の流れ



①指定袋の発注

京都市が指定する指定袋保管配送業者（以下「保管配送業者」といいます。）へ、指定袋を発注してください（発注単位は1箱単位で、1箱50組入りです）。

②③市民への指定袋の販売・ごみ処理手数料の収入

指定袋を市民に販売し、ごみ処理手数料（販売価格）を収入してください。

④納付する手数料額の確定

申し込み時に、指定袋の販売数に基づき算出する在庫調査方式（以下「在庫調査方式」という。）、指定袋の納品数に基づき算出する買取方式（以下「買取方式」という。）から選択していただきます。

「在庫調査方式」を選択する場合は、毎月1回、保管配送業者が在庫調査を行いますので、取扱店の立会いのもと、在庫調査を行ってください。その際、保管配送業者が「指定袋在庫調査票」を作成します。

「買取方式」を選択された場合、毎月の在庫調査は行いません。また、契約解除時の措置として、未販売の指定袋は返還していただいた上で、返還分に係る払込み済の金額は還付します。

⑤⑥納付方法（京都市に払い込む手数料額の納付方法については、申し込み時に「払込書」又は「口座振替」を選択していただきます。）

毎月中旬頃、京都市から取扱店へお支払いする販売委託料相当を差し引いた額が記載された払込書（口座振替の場合は口座振替通知書）を送付します。

【払込書により納付する場合】

払込金額等の内容を御確認のうえ、指定期日（当月末）までに払い込んでください。

【口座振替により納付する場合】

払込金額等の内容を御確認のうえ、振替日（月末日、月末日が銀行営業日でない場合は翌営業日）の前日までに口座に払込額の入金をしてください。指定する金融機関の口座より、払込額の引き落としを行います。

【払込金額の算出方法】＊取扱店の選択制

販 売 数 (在庫調査方式)	販売数に基づき算出する方式（毎月在庫調査を行います。） ＊前月在庫調査数＋配送数（当月在庫調査日の前日まで）－当月在庫調査数 ＝当月販売数 ＊在庫調査日と配送日が同日の場合は、当該配送分は翌月の払込書に反映されます。 ＊万一、在庫調査数に誤りが生じるなどして、前月在庫調査数よりも当月在庫調査数が増加している場合は、過払い分をデータで管理し、前月在庫調査数を下回るまでは、請求しない仕組みとしています。
納 品 数 (買取方式)	納品数（月初日から月末日）に基づき算出する方式 ＊取扱店契約解除時に、未販売の指定袋は返還していただいた上で、返還分に係る払込み済の金額を還付します。

8 指定袋の販売に当たっての注意事項

- （１）指定袋の「価格」は条例で定める「ごみ処理手数料」ですので、取扱店が値引き販売や景品等として無料配布することはできません。また、ばら売りも認められません。
- （２）指定袋の「販売価格」は「税抜価格」を設定しておりません。したがって、販売していただく際は、混乱を生じぬように「税抜価格」と「消費税」に分けて表示しないでください。（表示上は非課税品と同様に扱ってください。）
 なお、指定袋の販売価格は、「（消費税込）」と表示してあるとおり、取扱店が「消費税」及び「地方消費税」を別途徴収することはできません。
- （３）市民から不良品の申出があった場合は、確認の上、交換してください。ただし、不良品以外の事由による返品や交換はできません。
- （４）指定袋の適正な管理を怠ったことにより、指定袋が破れ・汚れ・滅失・紛失したほか、盗難にあったことで市民に販売できなくなった場合は、当該指定袋の販売価格に相当する額を本市にお支払いいただきます。
- （５）店舗等には指定袋取扱店を示すステッカーを掲示していただきます。
- （６）地方自治法第二百四十三条の二の二の規定により、帳簿保存等の義務が生じるため、契約期間終了後、１年間は帳簿を保存してください。（帳簿の様式は任意ですので、日常的に取扱店で使用されている帳簿で問題ありません。）

【申込み先・お問い合わせ先】

京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課 有料指定袋担当
〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL：075-222-3946 FAX：075-213-0453